

# 相続税に係る物納許可限度額の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、物納許可限度額の計算方法を納税者の支払い能力をよりの確に勘案した物納制度とする必要がある。

### 2.内容

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われる。

これにより、一定の年齢以上の相続人等が物納申請する場合の物納許可限度額が増加する。

## 1. 趣旨・背景

令和5年簡易生命表によると日本の平均寿命は男性81.09歳、女性87.14歳となり、20年前と比べて、男性は2.4歳、女性は1.6歳増加している。

平成28年時点での被相続人年齢構成比が80歳以上は69.5%であり、現在はその比率はさらに増加していると考えられている。

・平成28年分申告における相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

被相続人の年齢	80歳以上	70歳～79歳	60歳～69歳	59歳以下
構成比	69.5%	16.9%	8.8%	4.8%

※財務省 2018年10月17日説明資料〔資産課税(相続税・贈与税)について〕7頁より抜粋

このような老老相続や相続財産の構成の変化など、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、物納許可限度額の計算方法について、納税者の支払い能力をよりの確に勘案した物納制度とする必要がある。

## (参考)物納制度の概要

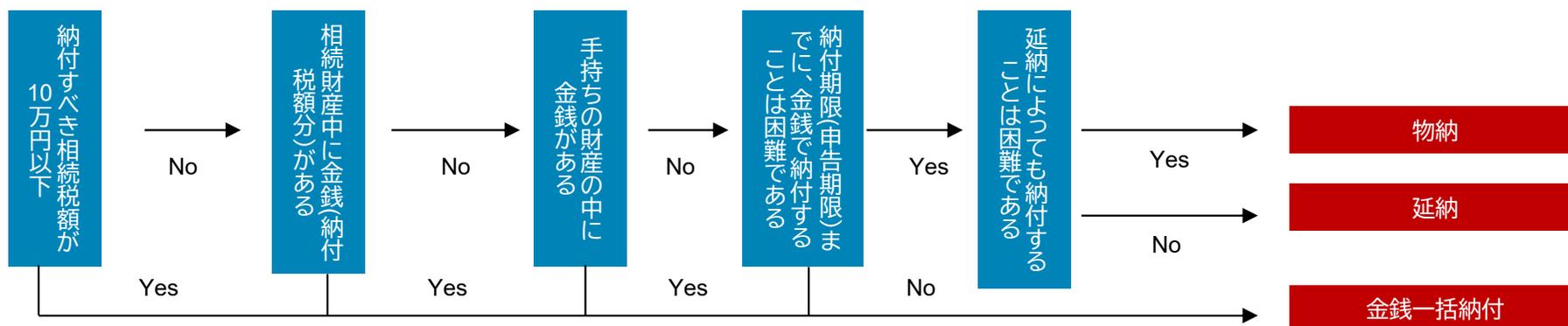
相続税の納税方法は下記の通りで、金銭一括納付や延納が困難な場合に物納が認められている。

原則：金銭一括納付

特例①：延納・・・金銭一括納付が困難な場合に限り分割で納付することが認められている。

特例②：物納・・・延納でも納付することが困難な場合に、相続財産そのもので納付することが認められている。

その判断をフローチャートにすると下記の通りとなる。



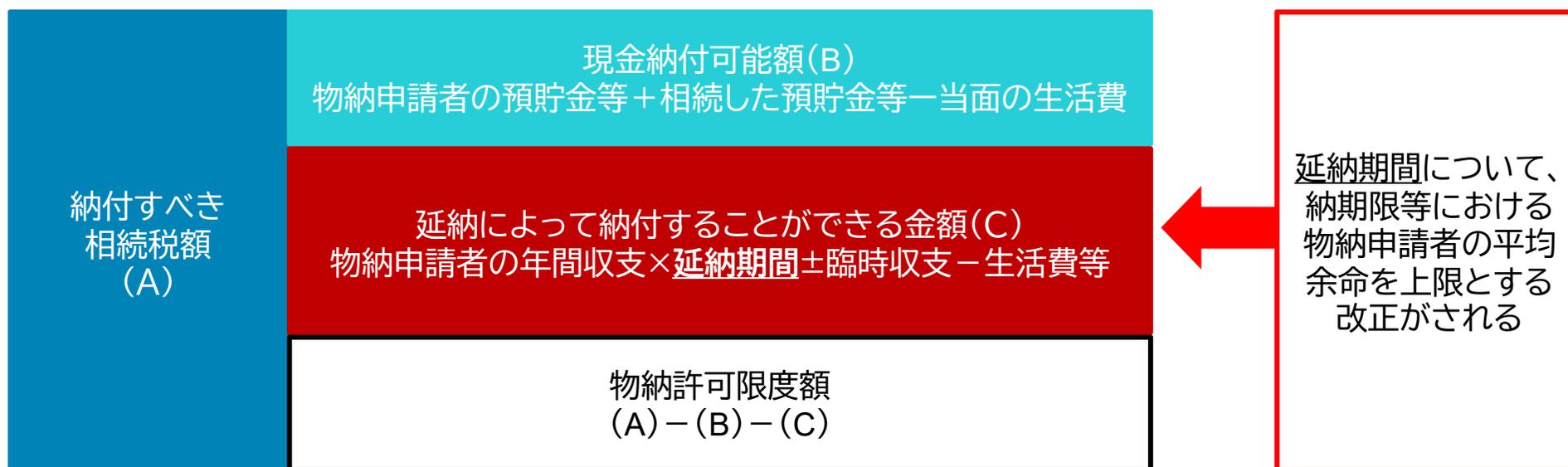
また、物納が認められている財産は、相続により取得した財産に限られており、物納が認められる財産の順位は下記の通りになる。

順位	財産
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券
	②上記のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	①上場されていない株式・社債・証券投資信託又は貸付信託の受益証券(第1順位のものを除く)
	②上記のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	動産

## 2. 改正の内容(物納許可限度額の計算方法)

物納許可限度額は、下記の算式で計算される。

$$\boxed{\text{物納許可限度額 (A) - (B) - (C)}} = \text{納付すべき相続税額 (A)} - \text{現金納付可能金額 (B)} - \text{延納によって納付することができる金額 (C)}$$



## 2. 改正の内容(物納許可限度額計算上の延納期間)

物納許可限度額計算上の延納期間は相続財産に占める不動産等の割合に応じて定められている。  
この延納期間について、納期限等における物納申請者の平均余命が上限となる。

相続財産に占める 不動産の割合	区分	改正前 延納期間 (最長)	改正後
不動産等の割合が75% 以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	左記延納期間と 納期限等における 物納申請者の平均余命 年数のいずれか短い方 の年数が上限となる。
	②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年	
	③森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額		
不動産等の割合が50% 以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	
	⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年	
	⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額	20年	
不動産等の割合が50% 未満の場合	⑦動産等に係る延納相続税額	5年	
	⑧不動産等に係る延納相続税額(⑩を除く)		
	⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額		
	⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相続税額		

(相続税:物納許可限度額)

## (参考)物納許可限度額の計算方法

### 物納許可限度額の計算方法 (参考)

納付すべき相続税額(A)	
現金納付可能額(B)	①納期限において有する現金、預貯金その他換価が容易な財産の価額に相当する金額
	②申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費
	③申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額
	④現金納付可能額(①-②-③)
延納によって納付することができる金額(C)	⑤年間の収入見込額
	⑥申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費
	⑦申請者の事業の継続のために当面必要な運転資金(経費等)の額
	⑧年間の納付資力(⑤-⑥-⑦)
	⑨おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入
	⑩おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出
	⑪申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費
	⑫申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額
	⑬延納許可限度額{⑧× <b>最長延納年数</b> +(⑨-⑩+⑪+⑫)}
物納許可限度額	納付すべき相続税額(A) - 現金納付可能額(④) - 延納許可限度額(⑬)

### 3. 実務のポイント

平均余命について、完全生命表にある平均余命を使用するかは明記されていないが、第23回完全生命表による平均余命は下記表の通りである。

下記平均余命が改正前の最長延納期間を下回る場合、延納期間が短くなり、物納許可限度額が増えることになる。

相続人等の年齢(歳)	平均余命(年)	
	男性	女性
65	19.97	24.88
66	19.16	23.98
67	18.37	23.09
68	17.60	22.20
69	16.84	21.32
70	16.09	20.45
71	15.36	19.59
72	14.63	18.73
73	13.92	17.89
74	13.23	17.05
75	12.54	16.22
76	11.87	15.40
77	11.22	14.59
78	10.58	13.79
79	9.95	13.01
80	9.34	12.25
81	8.74	11.50
82	8.17	10.77
83	7.62	10.07
84	7.09	9.38
85	6.59	8.73

#### 〔計算例〕

相続人が70歳男性で相続財産の80%が不動産の場合の物納許可限度額の計算における延納期間

70歳男性の平均余命16.09年

相続財産の80%が不動産の場合の最長延納期間

- ・動産等に係る延納期間: 10年 < 16.09年 ∴ 10年
- ・不動産等に係る延納期間: 20年 > 16.09年 ∴ 16年

また、大綱では物納許可限度額の計算における延納期間のみの記載となっているが、延納相続税額を計算する上での延納期間にも改正があるかなど、等の範囲を確認する必要がある。